

○野々市市キャラクターの使用に関する取扱要綱

平成22年2月8日野々市町告示第8号

野々市市キャラクターの使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市（以下「本市」という。）のキャラクターのつティ及びキャラクターのつティをモチーフとした野々市市第二次総合計画アイコン（以下「キャラクター」という。）の適正な活用を図るため、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 何人も、使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターを使用することができる。

- (1) 本市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させ、又は誤解させるおそれがあるとき。
- (4) その他その使用が不相当と認めるとき。

(使用料)

第3条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認申請等)

第4条 営利を目的としてキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ、キャラクター使用（更新）承認申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、キャラクターの用途又はレイアウトを確認することができるものを添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項及び次条第3項の規定による申請があった場合は、キャラクターの使用目的又は使用方法が第2条各号のいずれかに該当するときを除き、キャラクターの使用を承認するものとし、その旨をキャラクター使用（更新・変更）承認通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

(使用承認期間)

第5条 キャラクターの使用を承認することができる期間は、使用を開始する日からその日の属する年度の翌年度の末日までの範囲内とする。

- 2 前項の期間は、これを更新することができる。この場合において、使用承

認期間は、同項の規定による。

- 3 前項の規定により、使用期間を更新しようとする場合において、使用者は、期間満了の7日前までにキャラクター使用（更新）承認申請書により市長に申請しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、原則として市長が別に定めるガイドラインに準じたものとする。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

- 2 第4条第3項又は第8条第3項の規定による承認（以下「使用承認」という。）を受けた者は、前項に規定する事項に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた使用目的及び使用方法以外に使用しないこと。
- (2) 使用承認を受けた使用期間が経過した場合は、直ちにキャラクターの使用を取り止めること。
- (3) キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを使用する物件を市長に提出すること。ただし、提出が困難な物については、その写真等の提出により代えることができる。

（権利の設定の禁止）

第7条 何人も、キャラクターに関して、意匠法（昭和34年法律第125号）第6条第1項の規定による意匠登録出願及び商標法（昭和34年法律第127号）第5条第1項の規定による商標登録出願をしてはならない。

（変更承認申請等）

第8条 使用承認を受けた者は、キャラクターの使用目的、使用方法、使用場所又は使用期間を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更承認申請書（別記様式第3号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の変更申請書には、変更後のキャラクターの用途又はレイアウトを確認することができるものを添付しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、キャラクター使用（更新・変更）承認通知書により申請者に通知する。

（報告）

第9条 使用承認を受けた者は、キャラクターの使用期間終了後14日以内に、キャラクターの使用状況をキャラクター使用商品等販売状況報告書（別記様式第4号）により市長に報告しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第10条 市長は、キャラクターを使用する者（使用承認を受けた者を除く。）が第6条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱の規定に違反したときは、キャラクターの使用の差止めの請求又はキャラクターの使用に関し必要な指示等（以下「差止請求等」という。）を行う。この場合において、差止請求等を受けた者は、直ちに当該差止請求等に従わなければならない。

2 市長は、使用承認を受けた者が第6条第1項又は第2項に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱の規定に違反したときは、当該使用承認を取り消す。この場合において、使用承認を取り消された者は、直ちにキャラクターの使用を取り止めなければならない。

3 市長は、第1項の差止請求等又は前項の規定による使用承認の取消しによりキャラクターの使用者又は第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

(争論等の解決)

第11条 キャラクターの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、キャラクターを使用する者の責任において解決しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成26年11月1日野々市市告示第116号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の野々市市キャラクターの使用に関する取扱要綱第4条第1項及び第8条第1項の規定による申請があった場合の手続きについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月26日野々市市告示第81号）

この告示は、公表の日から施行する。